

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 新ひだか町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年 3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	545
自給的農家数	61
販売農家数	484
主業農家数	329
準主業農家数	20
副業的農家数	135

※農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,090
女性	491
40代以下	140

※農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	373
基本構想水準到達者	5
認定新規就農者	15
農業参入法人	2
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,340	7,830			9,170
経営耕地面積	592	7,513	107	0	8,105
遊休農地面積	0	0			0
農地台帳面積	468	9,677			10,145

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休耕地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良区推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 3 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
41代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	14	14	7

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	9,170 h a	5,786 h a	63.10 %
課 題	以前から課題となっている高齢化や後継者不足に加え、農業制度の見直し等による環境の変化が予測される中で、より一層、情報収集や農業関係機関が連携し、効果的な農地の利用集積を図る取り組みが必要と考えられる。また、新規就農者の受入れ及び担い手の育成については継続して取り組んでいく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 5,816 ha （うち新規集積面積 30 ha）
	目標設定の考え方 昨年は目標数値を達成できたが、引き続き30 h aの面積とし、関係機関と連携を強化し推進する。新規集積については、新規就農者の受入及び非担い手から担い手への集積を推進する。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年、農業関係機関及び農業者からの情報収集を図り、規模拡大を検討している担い手などの利用集積を図る。また、町担い手支援育成協議会からも情報を収集し、新規就農者のあっせんを促したり、新規の集積を図る。 ・ 月1回の農業委員会総会において、担い手に関する農業委員間の情報共有を図るとともに、総会后農業委員から農地利用最適化推進委員へ情報交換も図りながら、担い手への利用集積への推進を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地）をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何をを行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	4 経営体	5 経営体	6 経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	4.79 h a	34 h a	39 h a
課 題	農業における環境が厳しくなる中、新規参入についても厳しさが増しており、町担い手育成支援協議会の構成員として農業委員会も所属していることから、農地の集積や農地法に係る部分で連携しながら、新規参入を促進していかなければならない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	4 経営体	参入目標面積	4 h a
活動計画	<p>・毎月行われる農業委員会総会において、担い手協議会からの情報共有を図り、農業委員とも連携しながら新規就農予定者との面談も行うなど、相談体制を整える。また、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局間の情報共有を図るとともに、定期的に、地元の農協へ情報収集を図るなど、常に新しい情報収集に努め、農地のあっせん申し出があった場合の相談に応じれるようにする。</p>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	9,170 h a	0.0 h a	0.00 %
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導・理解の徹底が必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休耕地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0 h a		
	目標設定の考え方：遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地面積の解消を目指す。		
活 動 計 画	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	24 人	8 月 ~ 10 月	10 月 ~ 11 月
	調査方法	<p>1 管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一斉に実施 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録</p> <p>2 担当地区の農業委員の日常的な調査</p> <p>3 農地が集团的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域は重点調査する</p> <p>4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地は重点調査する</p>	
農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	9 月 ~ 11 月	12 月 ~ 1 月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」の欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積 (A) 9,170 h a	違反転用面積 (B) 0 h a
課 題	違反転用は発生していないが、継続した周知及び日常の巡視は欠かせないものとする。	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	毎月の農業委員会総会前の現地確認において、違反転用が無いかなどの情報を農業委員及び農地利用最適化推進委員から、日ごろの調査報告をしてもらい、未然防止活動に取り組む。また、令和2年9月～11月、農地パトロールによる農地状況の把握をする。
------	---

※活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入